

## 韓国特許制度 最新の動向

### 1. 方法の発明の実施行為として「方法の使用を申し出る行為」を追加

- 施行日：2020年3月11日
- 内容

**方法の発明の実施行為に、「方法の使用を申し出る行為」が含まれることになる。**

特許権の効力は、「特許権または専用実施権を侵害するということを知りながら」その方法の使用を申し出る行為にのみ及ぶ。

従って、今回の改正特許法によって、今後は、プログラムのオンライン伝送に対して権利行使が可能な範囲が広がるものと期待される。

**【注】**従来、韓国特許法では「記録媒体に記録されたプログラム」のみが特許の対象として認められていた。

### 2. フリータイプ明細書の提出、及び、匿名での情報提供を含む特許法施行規則改正令案を発表

- 施行日：政府部署の内部論議が終わり次第、2020年初めに公布される可能性があり、その後、施行日が確定する予定。
- 内容

## ” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。  
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！  
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。